令和４年度定期総会

議　案　書

第７４回「清瀬小学校ＰＴＡ定期総会」を書面にて開催いたします。

令和４年度活動基本方針

１、学校や地域の中で、子どもたちが健やかに成長できるように、子供たちの「安心、安全」をサポートしましょう。

２、「子どものため」に保護者と学校が協力しながら活動します。
保護者と学校は、子どもたちの健やかな成長、そしてしあわせのために、お互いに「実施可能な活動」と「実施困難な活動」を明確にした上で、それぞれの役割に応じて、協力して実施します。

清　瀬　小　学　校　Ｐ　Ｔ　Ａ

清瀬小学校PTA会則

第１章　名称及び事務所

第1条　　本会は清瀬小学校PTAと称する。
第2条　　本会は事務所を清瀬小学校におく。

第２章　目　　的

第3条　　本会の目的は保護者と教員が緊密に協力し教育事業及び教育環境の改善に努力して児童の福祉を推進することとする。

第３章　運営及び事業

第4条　　本会は前条の目的を達成するため下記の各種委員会をおき次のような事業をする。
（運営細則については別に定める。）

１．　選出　委員会	校内活動に必要な役員、委員、健全育成委員青少協委員の選出を目的とする。
２．　健全育成　委員会	子どもの健全育成を目的として活動をする。
３．　青少年問題連絡協議　委員会（以下「青少協委員と称す」）	青少年の健全育成を目的として活動をする。

第４章　会員及び会計

第5条　　本会の会員は本校児童の保護者と教員で組織する。
第6条　　本会の経費は会費、事業収入、その他の収入をもってこれにあてる。
第7条　　１. 会費は一家庭　年400円とする。
　　２. 行事補償費は一家庭　年100円とする。
第8条　　本会の会計年度は毎年4月１日に始まり翌年3月31日に終わる。
　　※社会状況により会費の変動あり

第５章　役員及び委員の選出方法

第9条　　本会に下記の役員及び委員をおく。
本部役員7名、教員4名(副会長、書記、会計、会計監査)、常任委員、選出委員、健全育成委員、青少協委員。　※活動状況により人数の変動あり

第10条　役員及び委員の任期は 1 ヶ年とする。但し再選を妨げない。任期満了後でも後任が選出されるまではその職にあるものとする。欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条　役員及び委員の選出方法を次の通りにする。

1. 本部役員、会計監査、健全育成委員、青少協委員は役員選出規定により選出し総会にはかり決定する。
2. 選出委員は1年生から5年生の全会員の中から15名程度選出する。
3. 常任委員は役員、学校長、選出委員長、健全育成委員、青少協委員、担当教員とする。但し、常任委員の兼任はできない。

第 6 章　役員の任務

第12条　本部役員は本会の職務に関係している全ての会務を行う。

第13条　会計は本会の全ての経理事務を行い、その年度の決算を総会に報告する。

第14条　書記は委任された全ての事務を行う。

第 7 章　会計監査

第15条　1. 会計監査はその年度の会計を監査し、総会において報告する。

2. PTAの会計監査は、学校給食の会計監査を兼任し、これを給食役員とする。

第 8 章　総　会

第16条　総会は最高決議機関であって本部役員が召集し毎年4月または5月定期総会を開く。

1. 書面総会でも可とする。
2. 書面総会の場合、必ず議決行使書による会員の意思確認を行い、定足数 6 割の提出・内 5 割以上の賛成によって議決するものとする。

第17条　総会は会員の過半数（委任状可・書面総会の場合、議決行使書定足数 6 割の提出）の出席を必要とする。

1. 決議は、出席人数の過半数の挙手により承認とする。
2. 書面総会の場合、必ず議決行使書による会員の意思確認を行い、定足数 6 割の提出・内 5 割以上の賛成によって議決するものとする。

第18条　臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上の要請があるとき、本部役員は総会を開かなければならない。

1. 書面総会でも可とする。
2. 書面総会の場合、必ず議決行使書による会員の意思確認を行い、定足数 6 割の提出・内 5 割以上の賛成によって議決するものとする。

第19条　毎年定期総会においては前年度決算の承認、並びに当該年度事業計画案、予算案を審議する。

第 9 章　役員会、常任委員会、運営委員会、及び各種委員会

第20条　役員会は定時開催し、緊急必要あると認めたときは本部役員が召集し、その決定事項は次期常任委員会において承認をもとめる。

1．決議は、出席人数の過半数の挙手により承認とする。

第21条　常任委員会は、常任委員で構成し、総会に次ぐ決議機関である。

1．決議は、出席人数の過半数の挙手により承認とする。

第22条　運営委員会は役員、学校長、選出委員、健全育成委員、青少協委員、担当教員で構成し、年間事業計画をたて、一般会計予算案を編成し、その運営を検討する。

1．決議は、出席人数の過半数の挙手により承認とする。

第23条　各種委員会は各委員及び教員をもって構成し、委員長がこれを召集し、各委員会事業実施案をたて、常任委員会にはかり、その実施にあたる。

第24条　常任委員会、運営委員会、各種委員会は定時または随時開催することができる。

第 10 章　入退会

第25条　会員の入退会は次のようにする。

1．会員である保護者あるいは教職員は、自分の意思にていつでも自由に退会する事が出来る。その場合には、すみやかに PTA 本部役員・学校への入会届・退会届を提出することとする。また、児童の転校および卒業時、教職員の他校への人事異動に関しては自動退会とする。

2．退会手続きを進める際には、それ以降の地域生活やPTA行事の取り扱いなどにおいて、退会者に不利益が生じないよう、十分に配慮しなければなりません。

第 11 章　付　則

第26条　本会則の変更は総会の決議を経なければならない。

第27条　本会則は昭和24年4月1日より実施する。

第28条　本会則は平成24年4月1日より一部改正実施する。
（第5章　第11条　2，第8章　第18条1，第9章　第21条　1・第22条　1・第23条　1 〈付加〉）

第29条　本会則は平成30年4月1日より一部改正実施する。（第4章　第7条1．2、第5章　第11条　2．5、第11章　第29条　1．2〈付加〉、第 12 章　第30条・31条・32条）

第30条　本会則は平成31年4月1日より一部改正実施する。（第4章　第7条　1）

第31条　本会則は令和2年4月1日より一部改正実施する。（第17条　1．2，　第18条　2　，第19条1．2，10章第28条削除。）

第32条　本会則は令和3年4月1日より一部改正実施する。（第4条〈1．2．3付加〉，第7条1，第8条，第9条，11条1・3・5，第12条，第14条、第15条，第17条，第19条，第9章，第21条，第23条，第24条　改正)(第4条1・4，第11条2・4・6，第13条，　第10章26条27条　削除）

第33条　本会則は令和4年4月1日より一部改正実施する。（第3章第4条4．5削除，第5章第9条，第11条2改正）

清瀬小学校ＰＴＡ運営細則

第１章　会計規定

第1条　会費は年1回（5月）会計に納入する。
（その後の転入出者に対して、徴収・返金を一切行わない。）

第2条　事業収益金並びにその他の収入等は特別会計とする。
特別会計は主としてPTA備品購入等の目的を持って設定する。

第3条　上記会費及び事業収益金並びにその他の収入等は直ちに指定の金融機関に預金する。

第4条　全ての支払いは上記の預金通帳より下記の区分により決済し支払われる。

1. 予算に明示されたもの以外の5，000円以上の支出は常任委員会の協議を経てなされる。但し緊急の場合は、会計及び本部役員、並びに学校長協議の上支出し事後承諾を得なければならない。
2. 支払いは原則として会計立合いのもとに行うものとする。

第5条　予算項目の流用は運営委員会に報告する。

第6条　本規定の実施のため下記の帳簿を備える。

1. 出納簿
2. 請求領収書綴

第２章　慶弔規定

第7条　本会員にして吉凶禍福等に際会せし時は下記の区分により金品を贈呈し衷心より慶弔の意を表す。

1. 児童死亡の場合　　5，000円
2. 会員（配偶者を含む）　5，000円

前項のほか特別な場合は常任委員会にはかって決定する。
但し事後承諾を得る事ができる。

第３章　付則

第８条　本運営細則の変更は常任委員会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第９条　本運営細則は平成２２年４月１日より一部改正実施する。

第１０条　本運営細則は令和３年４月１日より一部改正実施する。

細　　則

（役員及び会計監査選出規定）

1．　選出する役員は、本部役員7名（保護者）、教員4名
2．　会計監査3名（保護者2名と教員1名）
3．　役員選出は、会員中より立候補とする。但し、一家庭1名とする。
4．　推薦は各学級から2名以上とする。（立候補を含む）但し会員が過去に1回、本部役員、健全育成委員、青少協委員、各委員の委員長の任期を経た場合は本人の意思で推薦を辞退することができる。
5．　役員選出は、立候補または推薦された人たちが互選会で話し合いによって決める。
6．　選出委員は1年生から5年生の全会員の中から15名程度を選出し、選出のすべての業務を行う。
7．　委員会の話し合いにより、委員長を選出する。
8．　選出委員会は互選会の日程、役員の選出方法について会員に知らせ、互選会の意義、方法の啓発をはからなければならない。

平成 22 年 4 月 1 日　一部改正　1. 3. 4. 5. 6. 8
平成 27 年 4 月 1 日　一部改正　6
平成 30 年 4 月 1 日　一部改正　6
令和　2 年 4 月 1 日　一部改正　6
令和　3 年 4 月 1 日　一部改正　1.　4.　6.　7.　8
令和　4 年 4 月 1 日　一部改正　1.6